

愛知学泉大学研究倫理規程

(目的)

第1条 愛知学泉大学（以下 本学とする）における研究活動が社会的規範に照らし適切な方法で遂行され、社会からの信頼を確保することを目的とし、研究活動に従事するすべての研究者の遵守すべき倫理基準をここに定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、本学における個人研究活動・共同研究活動や、学外の諸機関等との共同研究及びプロジェクトによる研究等をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学の教員のみならず、本学の研究活動に従事する者を指す。又、学生であっても研究に関わるときは「研究者」に準ずるものとする。

3 この規程において「研究費」とは、第1項の研究活動に従事する研究者等に学校法人安城学園が交付する研究費及び研究者が学外から獲得した研究費をいう。

(責任者)

第3条 学長は本学の研究活動における研究倫理の保持及び研究費の管理(執行を含む)が適正に行われるよう研究倫理委員会を設置し、当該委員会から研究活動にかかる以下の報告を受けた時は、当該研究活動の遂行を中止することができる。

- (1) 不正行為が生じているおそれがある場合
- (2) 不正行為が生じた場合

第4条 学部長は学部の研究活動における研究倫理の保持及び研究費の管理(執行を含む)が適正に行われるよう指導・監督する。

(研究責任者)

第5条 各研究活動には学長または学部長が指名する研究責任者を置く。なお、競争的資金に基づく研究にあつては、研究代表者又は研究分担者をこれに充てる。

2 研究責任者は、以下の事項について管理・監督する。

- (1) 研究活動における研究倫理の遵守
- (2) 研究活動の適正な遂行
- (3) 研究活動に関わる研究者の指導・監督
- (4) 研究費の管理(執行を含む)、物品管理等
- (5) その他、研究活動を適切に遂行する上で必要と認められること

(研究者の倫理及び責務)

第6条 研究者等は研究活動に際し次の事項を遵守する。

- (1) 生命と個人の尊厳を重んじ、基本的人権や平和・福祉に反する研究を行ってはならない。
- (2) 他の国・他の地域の文、伝統、価値観、規範等を尊重し、又、性別、人種、思想、宗教などによる差別を行ってはならない。
- (3) 国際的に認められた規範・規約及び条約、我が国の法令・告示等、学校人安城学園の諸規程を遵守する。
- (4) 産・学・官連携による受託研究活動(共同研究活動を含む)にあつては、利害関係が相反する事態の発生を回避するよう努めなくてはならない。
- (5) 共同研究者・研究協力者・研究支援者が対等な人格であることを理解し、お互いに尊重しなければならない。特に、学生に対し不当な取り扱いや不利益を被らせないよう十分な配慮をしなければならない。
- (6) 研究責任者は、研究活動及び研究費の取扱いに係る不正行為が起きないように指導しなくてはならない。

(7) 不正な行為が行われていることを知ったときは、その改善に努めなくてはならない。

(8) 研究成果の公表と社会への還元を積極的に行う。

(資料・情報・データ等の利用及び管理)

第7条 研究活動のために収集・生成した資料・情報・データ等を一定期間保存・保管しなくてはならない。ただし、法令又は本法人の規程等に保存期間の定めのある場合はそれに従うものとする。

2 研究活動のために収集・生成した資料・情報・データ等の滅失、漏洩、改ざん等をしてはならない。

(インフォームド・コンセント)

第8条 個人の資料・情報・データ等の提供を受けて研究活動を行う場合は、提供者に対してその目的・収集方法等について分かり易く説明し、提供者の明確な同意を得なければならない。

2 組織・団体等から当該の資料・情報・データ等の提供を受ける場合も、前項に準ずるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 プライバシー保護の重要性に鑑み、研究のために収集した個人情報(「学校法人安城学園個人情報の保護と活用に関する規定」参照)は、研究責任者において責任をもって管理する。

(機器・薬品、材料等の安全管理)

第10条 研究活動(実験を含む)において機器・備品等及び薬品・材料等を用いるときは、関係法令、本法人の関連規程及び取り扱い要領等を遵守し、最終処理まで含め責任を持って安全管理に努めなければならない。

(研究成果公表)

第11条 研究成果を広く社会に還元するために研究倫理に則り適切な方法によって公表しなければならない。

2 研究成果の公表には、次の各号に留意しなければならない。

(1) データや論拠の信頼性の確保

(2) ねつ造・改ざんを行わない。

(3) 引用なしに他者の研究成果を使用しない

3 他者の研究成果を引用する場合は、(注)等で明記する。不適切な・不正確な・不備な引用、誇大な表現・誤解を招くおそれのある表現等は、不正行為と見なされることを十分認識する。

4 共同研究者や論文の共著者の権利を尊重し、研究成果の公表・利用に際しては明確な同意を得なければならない。

5 公表に際しては、オーサーシップや先行研究に十分な注意を払い、研究組織・研究分野、学会・学術誌等の妥当な慣行・ルールを十分尊重しなければならない。

(他者の業績評価・検証)

第12条 研究者が、論文の査読・審査の委員等の委嘱を受けて、他者の研究業績の評価・検証に関わる時は、評価基準、審査要綱等に従い、客観的に評価しなくてはならない。

2 他者の業績評価に関わった研究者は、知り得た情報を不正に利用してはならない。又、当該業績に関する秘密は、これを保持しなければならない。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、大学・短期大学管理運営者会議の議を経て、理事会で決定す

る。

附 則
この規程は、平成 22 年 11 月 1 日から施行する。